

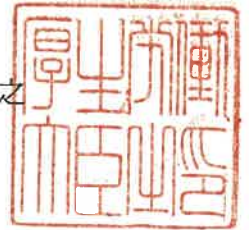


第33回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会	資料 3
2022(令和4)年7月22日	

厚生労働省発健0722第1号
令和4年7月22日

厚生科学審議会長
福井 次矢 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



諮問書

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第5項の規定に基づき、別紙「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知）一部改正案について、貴会の意見を求めます。

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和三年二月十六日付け厚生労働省発健〇二一六第一号厚生労働大臣通知）一部改正案

一 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種において組換えコロナウイルス（SARS-COV-2）ワクチン（令和四年四月十九日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号。以下「法」という。）第十四条の承認を受けたものに限る。）を使用する場合の対象者について、現在は「十八歳以上の者」としてるところ、「十二歳以上の者」とすること。

二 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第二期追加接種においてコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-COV-2）（令和三年二月十四日にファイザー株式会社が法第十四条の承認を受けたものに限る。）及びコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-COV-2）（令和三年五月二十一日に武田薬品工業株式会社が法第十四条の承認を受けたものに限る。）を使用する場合の対象者について、現在は「十八歳以上の者（十八歳以上六十歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するもの）のその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。」

「としているところ、十八歳以上の者（十八歳以上六十歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するもの
その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従
事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）」とすること。

厚 科 審 第 35 号
令 和 4 年 7 月 22 日

予防接種・ワクチン分科会長
脇 田 隆 字 殿

厚生科学審議会長
福 井 次 矢



「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」
（令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知）
一部改正案」について（付議）

標記について、令和4年7月22日付け厚生労働省発健0722第1号をもって
厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に
基づき、貴分科会において審議方願いたい。